

《法務局からのお知らせ》

乙号事務の包括的 民間委託について

さいたま地方法務局では、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づいた包括的民間委託を開始し、登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）を委託して行っております。

令和6年10月1日（火）からさいたま地方法務局全庁の上記の事務を **一般財団法人民事法務協会** が行うことになりました。

お客様の申請手続きにつきましては、今までどおり変更はありませんが、**登記事項証明書等の発行及び閲覧業務の御質問、御相談は、上記受託事業者**がお受けいたしますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。**上記受託事業者**の各庁専用ダイヤルは、「[さいたま地方法務局 管内法務局一覧](#)」における各庁の（不動産、商業、法人登記事項証明書等【専用】）記載の電話番号を御利用願います。

※民間委託する事務について

登記所が行っている事務のうち、**登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し等の交付に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に関する事務**を民間委託しています。

さいたま地方法務局